

広域連携の推進について

水道事業基盤強化方策検討会の報告書抜粋

2.経営基盤強化について

(2)広域連携の推進

(都道府県の役割)

市町村を包括する広域の地方公共団体であり、広域にわたる事務や市町村に対する連絡調整に関する事務を担う立場にある都道府県が、関係市町村による協議の場を設定する、自ら連携の鍵となる人材を供給する又は事業者等との交流を通じて発掘するなど、地域の連携の推進役を担うことが重要である。

(6)都道府県営水道事業の位置付けの明確化

上記のように広域的に水道事業を実施することには利点があり、現に都道府県営水道事業や、水道事業を都道府県単位で統合する取組もあることを踏まえ、水道事業について、市町村に加え、都道府県も主要な経営主体として位置づけることを検討すべきである。

主な論点と対応案

○都道府県を水道行政の中でどう位置付けるべきか。市町村経営原則をどう扱うべきか。

・市町村経営原則を維持しつつ、

①都道府県は、都道府県内の水道事業の基盤強化に関して、広域連携の推進等一定の役割を担うことが必要ではないか。その中で、地域の実情に応じて、自らが経営主体(の一員)となることも考えられるのではないか。

②市町村については、一部事務組合の設置による水道事業の経営や他の水道事業者との連携による事務の実施を推進することとしてはどうか。

主な論点と対応案

○ 広域連携を推進するために、都道府県の機能についてどう考えるか。

(現行の都道府県の権限)

- ・水道法上、給水人口5万人以下の水道事業者に対する認可等の権限を都道府県に付与。
- ・広域的な観点での権限は、広域的水道整備計画の策定権限を付与。

但し、市町村等からの要請が必要。

- ・都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するため、給水人口5万人を超える水道事業についても、平成28年4月から、厚生労働大臣の指定を受けた都道府県(現在大阪府を指定)に対して、都道府県内で水利調整が完結する等の条件を満たした場合について、認可及びそれに付随する権限が移譲されることとなった。(「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)」)

○ 地域の実情に応じ、広域連携の推進に効果的な枠組みはどのようなものが考えられるか。

○ 国は都道府県の取組や水道事業者の取組をどう支援すべきか。



広域連携の推進等による水道事業の基盤強化のための枠組みを次頁のとおりとしてはどうか。

【検討事項】 広域連携の推進等による水道事業の基盤強化のための枠組み(案)

- 都道府県は、広域連携の推進役として、一定の責務があることを追加してはどうか。
- 広域連携の推進、施設の更新・耐震化等による水道事業の基盤強化をさらに進めるため、都道府県は、水道事業者等の広域的な連携を図るための協議会を設けることができることとするとともに、以下の枠組みを追加してはどうか。

(※次頁参照)

厚生労働大臣の定める「基本方針(仮称)」

○厚生労働大臣は、水道事業の基盤強化を図るための基本方針を定める。

- (内容)
- ・施設の計画的更新・耐震化の促進等に関する基本的事項
 - ・広域連携(事務の協力、事務の共同実施、施設の共同利用、統合等)の推進等に関する基本的事項

○国は、国が保有する情報を都道府県・市町村に対し、積極的に提供する。

都道府県の定める「水道事業基盤強化計画(仮称)」

○都道府県は、基本方針に基づき、関係市町村の同意を得て、水道事業基盤強化計画を策定できる。

- (内容)
- ・都道府県内の水道事業者等が行う水道施設の計画的な更新及び耐震化の促進等に関する事項
 - ・都道府県内の水道事業者等が行う広域連携の推進等に関する事項
 - ・広域連携を行う事業者

広域連携を行う事業者の定める「広域連携推進計画(仮称)」

○広域連携を行う事業者は、自主的に広域連携を推進しようとするときは、共同して広域連携推進計画を策定することができる。

- (内容)
- ・広域連携に関する実施方針
 - ・広域連携に係る事業(施設整備、人材派遣により行う各種事務等)に関する事項

水道事業基盤強化計画(仮称)又は広域連携推進計画(仮称)に基づき、水道事業者等が施設の耐震化又は広域連携に係る施設整備・人材派遣等を行った場合、財政支援。

協議会のイメージ(案)

【趣旨・内容】

- 料金や財政状況、施設整備水準等の水道事業者間の格差が阻害要因となり、水道事業者自らが広域連携の検討の契機を捉えられない現状があることから、広域連携の足掛かりを与える推進役として都道府県の積極的な関与が期待されている。
- また、都道府県側からも、都道府県が主催する協議の場の重要性が指摘されている。
- こうしたことから、都道府県が主体となり、水道事業者・水道用水供給事業者を構成員として、広域的な連携による事業運営の効率化を協議するための場を設けることができることとしてはどうか。
- 構成員には、必要に応じ、学識経験者や地域住民等を追加することができることとしてはどうか。
- 協議会における協議が整った事項については、構成員は協議結果を尊重しなければならないこととしてはどうか。

※地方自治法第252条の2の2に基づく協議会は、事務の一部を共同して実施する等のための事業主体として設けられるものであり、設立に当たり、規約を制定するための議会の議決等を必要とするが、本協議会は、事業主体として設けられる地方自治法第252条の2の2に基づく協議会ではなく、「協議の場」として設けられるものであることから、設立に当たり、議会の議決等は不要。

【協議会の構成のイメージ】

- 地域の実情に応じて、様々な構成員・規模が考えられ、都道府県内の広域連携を図るブロックごとに複数設置することも考えられる。

< 構成員の例1 >

都道府県知事

市町村長

学識経験者等

水道事業経営の効率化に関する知識を有する者等

※実務的な検討を行う場として、都道府県及び市町村の課長級等による幹事会を設置する。

< 構成員の例2 >

都道府県

水道行政担当課、市町村担当課、広域連携担当課等

市町村等

都道府県内の全水道事業者・水道用水供給事業者

(都道府県の企業局等を含む)

学識経験者等

水道事業経営の効率化に関する知識を有する者等

< 構成員の例3 >

都道府県

水道行政担当課等

市町村等

Aブロックの水道事業者・水道用水供給事業者(都道府県の企業局等を含む)

学識経験者等

水道事業経営の効率化に関する知識を有する者等

※ブロックごとに複数の協議会が設置されるイメージ。

水道事業基盤強化方策検討会の報告書抜粋

2. 経営基盤強化について

(2) 広域連携の推進

(国の役割)

水道事業者間の連携は水道の持続性を高めるために重要な取組であることから、国は、都道府県による広域的な連携の推進の取組状況について定期的なフォローアップを行い、広域連携のあるべき方向性について示す等により、都道府県の認識を高め、その取組を後押しすべきである。その際には、都道府県に対し、広域連携の好事例や課題について情報提供を行い、全国的な共有化を図るとともに、職員派遣等の取組に対して財政支援すること等を検討すべきである。

(都道府県の役割)

市町村を包括する広域の地方公共団体であり、広域にわたる事務や市町村に対する連絡調整に関する事務を担う立場にある都道府県が、関係市町村による協議の場を設定する、自ら連携の鍵となる人材を供給する又は事業者等との交流を通じて発掘するなど、地域の連携の推進役を担うことが重要である。

(3) 都道府県の機能の強化

都道府県下の水道事業者の連携強化を図りやすくなるよう、都道府県に、以下の権限等を付与すべきである。

1) 協議会の設置

都道府県は、都道府県下の水道事業者の連携を図るため、協議会を設置することができることとし、協議会の構成員は協議会の決定事項を尊重する義務を負うものとする。

また、市町村からの要請を受けた場合には都道府県は協議会を設置しなければならないものとするとも検討すること。

2) 都道府県による財政支援

都道府県は、都道府県下の水道事業者に対し、国から交付された交付金の交付事務を引き続き担うこと(平成27年度から実施)。加えて、水道事業者の支援を行おうとする都道府県の取組が円滑に進むよう、都道府県が独自に水道事業者に対して財政支援を行える枠組を設けること。

3) 都道府県主導による水道事業基盤強化計画の策定

地方公共団体の要請を受けて都道府県が策定する広域的水道整備計画(水道法第5条の2)とは別に、要請がなくとも都道府県が自発的に、広域連携の推進等による水道事業の基盤強化に関する具体的な計画を関係地方公共団体と協議の上で策定できるものとする。

(4) 事業統合の方向性

(水道用水供給事業と水道事業の統合の推進)

水道用水供給事業と受水水道事業の統合は、水源から給水栓までの一元管理が実現され、安全な飲料水を常時供給し続けるために有効であるとともに、既に施設がつながっているため施設の統廃合が行いやすい、水道用水供給事業の所有する水源や浄水場等と受水事業者が所有する施設との再編により合理的な施設利用が図られるなど統合の利点が多いと期待されることを踏まえ、水道用水供給事業を地域的水道事業の統合の核として、積極的に推進すべきである。

水道事業の基盤強化を図るための計画(案)と広域的水道整備計画の関係について

	水道事業の基盤強化を図るための計画 (案)	広域的水道整備計画 (現行法5条の2)
計画趣旨	<p>○都道府県が、管内の水道事業者における広域連携の推進、施設の更新・耐震化等による水道事業の基盤強化の取組を促進するため、<u>都道府県が主導して策定するもの。</u></p> <p>○計画に従い水道事業者が実施する施設整備・人材派遣等への<u>財政支援</u>を想定。</p>	<p>○高度経済成長期の水道整備拡張の背景の中で、水道の広域的な整備を円滑に推進するため、<u>市町村からの要請に基づき都道府県が策定するもの。</u></p> <p>○計画に基づく広域的水道整備事業について法律補助による<u>財政支援</u>を実施。</p>
策定手法	<p>○国の定める水道事業の基盤強化を図るための基本方針に基づき、<u>関係市町村からの同意を得て</u>、都道府県が策定。</p> <p>○都道府県議会の同意は、都道府県の判断に委ねる。</p>	<p>○<u>市町村からの要請</u>により都道府県が策定。</p> <p>○関係自治体との協議、都道府県議会の同意が必要。</p> <p>○国に計画の届出。</p> <p>○国は必要な助言又は勧告を行うことができる。</p>
主な記載事項	<p>①水道事業の基盤強化を図るための基本方針 ・計画の目標及び期間等</p> <p>②水道施設の計画的な更新及び耐震化の促進等に関する事項 ・現状、問題点、方策等</p> <p>③水道事業等の<u>広域連携（事務の協力、事務の共同実施、施設の共同利用、統合等）</u>の推進等に関する事項 ・現状、問題点、方策等</p> <p>④広域連携を行う事業者</p>	<p>①<u>水道の広域的な整備</u>に関する基本方針 ・計画の目標及び期間、方策を含む</p> <p>②広域的水道整備計画の区域 ・計画区域の範囲、現状と問題点、水需要の見通し</p> <p>③根幹的施設の配置等 ・根幹的施設の規模、配置、維持管理、財政等</p>